地震（じしん）で家（いえ）がこわれた人（ひと）は「り災証明書（りさいしょうめいしょ）」を申（もう）し込（こ）むことができます（6がつ20にち～）

更新日：2018年6月20日

地震（じしん）で家（いえ）がこわれた人（ひと）が申（もう）し込（こ）むことができます。

「り災証明書（りさいしょうめいしょ）」を発行（はっこう）する前（まえ）に

にこわれた家（いえ）を市役所（しやくしょ）の人（ひと）が見（み）に行（い）きます。

くわしくは「おしらせ」を見（み）てください。

わからないことがあれば電話（でんわ）してください。

〇市役所（しやくしょ）

外国人向け市政案内・相談窓口（がいこくじん　むけ　しせいあんない・そうだんまどぐち）

電話（でんわ）：06-6858-2730

〇とよなか国際交流協会（とよなか こくさい こうりゅう きょうかい）

多言語での相談サービス（たげんご での そうだん さーびす）

電話（でんわ）：06－6843-4343 （金曜日（きんようび）　１１：００～１６：００）

지진으로 집이 무너진 사람은 ‘이재신청서’를 신청할 필요가 있습니다. (6월20일부터)

갱신일: 2018년 6월 20일

지진으로 집이 무너진 사람이 신청할 수 있습니다.

(이재증명서를 발행하기 전에 무너진 집을 시청 직원이 보러 옵니다)

자세한 사항은 공지를 참고해 주세요.

모르는 것이 있다면 전화 부탁드립니다.

시청: 외국인상대시정안내, 상담창구

전화: 06-6858-2730

도요나카 국제교류협회

다언어로의 상담서비스

전화: 06-6843-4343 (금요일 11시~16시)